



KOBE BUSSAN CO., LTD.



平成 28 年 12 月 29 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 神 戸 物 産 (コード番号：3038 東証第 1 部)
代 表 者 名	代表取締役社長 沼田 博和
問 合 せ 先	経営企画部門 部門長 坂本 匡浩
TEL	079-496-6610

調査報告書の受領及び当社の対応について

平成 28 年 2 月 9 日付「本日の一部報道について」において公表いたしましたとおり、当社は、当社株式を対象とするインサイダー取引が行われた疑いがあるとの件（以下「本件」といいます。）に関し、外部専門家である、大江橋法律事務所所属の弁護士（以下「外部専門家」といいます。）に依頼し、当社の役職員（顧問を含む。以下、同じ）の関与の有無も含めて事実関係の調査を行って参りました（なお、既に公表いたしましたとおり、本件捜査対象者につきましては、平成 28 年 12 月 9 日付で神戸地方検察庁より不起訴処分がなされております。）。

当社は、平成 28 年 12 月 13 日に、当該外部専門家から「調査報告書」（以下「本件報告書」といいます。）を受領し、本件報告書の内容を精査して参りましたが、本日、本件報告書作成に至る調査の概要とその調査結果及び本件の発生を踏まえた当社の対応について、ご報告申し上げます。

記

1. 本件報告書作成に至る調査の概要

当社は、当社株式を対象とし、第三者が金融商品取引法 166 条 3 項で規制される売買（インサイダー取引）を行ったとの嫌疑に関し、当社役職員が、同法 167 条の 2 第 1 項を受けて規定された罰則である法 197 条の 2 第 14 号所定の構成要件に該当する情報伝達行為を行ったか否かについて、従来委任関係等がなかった弁護士で構成される外部専門家に依頼し、当局による捜査・調査の妨げにならない範囲で事実関係の調査を行って参りました。その概要は次のとおりであります。

(1) 調査期間

平成 27 年 11 月 13 日乃至平成 28 年 12 月 12 日

(2) 調査方法

当社より提供した関連資料、パソコンのハードディスク上に保管されたデータ（メールを含む）の検討、及び当社、グループ会社の役職員合計 20 名に対する延べ 153 回のヒアリング。

2. 調査結果

本件報告書によりますと、上記1記載の嫌疑に関し、当社役職員が、金融商品取引法167条の2第1項を受けて規定された罰則である同法197条の2第14号所定の構成要件に該当すべき情報伝達行為を行った事実は確認できないとのことであります。

3. 本件の発生を踏まえた当社の対応

当社は、本件発生後、内部統制システムの観点から独自に検証を行って参りましたが、以下のとおり、当社の経営・業務等に関する重要な未公表内部情報（以下「未公表内部情報」といいます。）の管理体制に一部問題が確認されたため、以下のとおり対応いたしました。当社株式の取引に関し上記のような嫌疑が生じたことを真摯に受け止め、未公表内部情報を含む情報管理体制の強化・向上に一層努めて参ります。

(1) 情報隔離の徹底

未公表内部情報について物理的な情報隔離を徹底すべく、未公表内部情報が格納されたデータファイルへのアクセス権限を見直し、その範囲をより限定いたしました。

また、重要な経営判断事項の検討段階やこれを決定する取締役会において、必ずしも情報共有の必要性が認められない当社役職員が、未公表内部情報に接する機会があったことが確認されました。本件では取締役でない当社役職員が資本政策に関する検討段階から未公表内部情報に接していたことが確認されました。これらの機会に入手した未公表内部情報を第三者に伝達した当社役職員の存在は確認されておりませんが、情報隔離の観点から、検討段階を含めた未公表内部情報の共有範囲を、事案毎に必要最小限に限定することを徹底して参ります。

(2) インサイダー取引規制内容の周知

当社では、従前より、インサイダー取引規制についての社内研修を行って参りましたが、本件の発生を受け、重要事実についての解説や、内部情報の取扱いなど、より詳細な内容の研修を実施いたしました。研修の実施等により当社役職員の規範意識を高める取り組みを継続して参ります。

(3) グループ会社の株式の内部者取引に関する規程の制定

当社では、株式の内部者取引に関する規程を制定しておりますが、一部のグループ会社では株式の内部者取引に関する規程が制定されておりました。このため、直ちにこれを制定し、周知いたしました。

(4) 内部通報制度の強化

従前からある内部通報制度の実効性を高める観点から、これまで通報窓口であった常勤監査役に加え、経営管理システム部門 総務リーダー、経営管理システム部門 法務リーダーを新たに通報窓口に追加し、通報手段の多様化を図りました。万が一、コンプライアンス上の問題行動があった場合の早期発見と適切な対処に努めて参ります。

以上